

宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1 今回の宮城県計画変更の経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）第7条では、「都道府県は、国のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理基本計画に即して、その区域内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（PCB廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされている。
- 本県のPCB廃棄物処理計画は、平成19年3月に策定し、平成27年3月に一部変更している。
- 今回、国のPCB特措法が改正されたことなどを受けて、宮城県計画を変更するものである。

2 国のPCB特措法及び処理基本計画の変更内容

(1) 改正PCB特措法の施行（平成28年8月）

* 高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、処分期間内の処分等が義務付けられた。

[参考] PCB廃棄物の処分期間（法定期間）

高濃度PCB廃棄物（5000ppm超）	大型変圧器・コンデンサー等	平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	平成35年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物（5000ppm以下）		平成39年3月31日まで

(2) 国のPCB廃棄物処理基本計画の変更（平成28年7月、改正PCB特措法に則した内容）

- ① 高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）で、低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物）は民間事業者での処理を基本
- ② 関係主体（事業者、国、地方公共団体）の役割分担を明確化
- ③ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的推進のために必要な措置を提示
（掘り起こし調査によるPCB廃棄物等の実態把握の推進、PCB特措法と電気事業法の届出情報の共有、関係者の連携強化 ほか）

3 宮城県PCB廃棄物処理計画の主な変更点

(1) 計画の基本方針 ⇒ * PCB廃棄物の処分期間の記載内容の変更

廃棄物の種類		処分場所	変更前	変更後
高濃度PCB廃棄物 (高濃度PCB使用製品)	大型変圧器・コンデンサー等	JESCO 北海道PCB処理事業所 (北海道室蘭市)	平成34年3月末までの処理を基本とする。	平成34年3月31日までに処分委託(廃棄)を行う。
	安定器及び汚染物等		平成35年3月末までの処理を基本とする。	平成35年3月31日までに処分委託(廃棄)を行う。
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設 知事許可施設	平成38年3月末までの処理を基本とする。	(変更なし) ※法定期間の1年前倒し

(注) 県計画では、変更前の高濃度PCB廃棄物の処理期限は、JESCO北海道PCB処理事業所の計画的処理完了期限の1年前を目標として設定していたが、今回のPCB特措法改正により、法定処分期間と一致することになった。

(2) 主な推進方策

① P C B廃棄物の実態把握

◇P C B特措法に基づく届出によるP C B廃棄物の保管及び処理状況の把握

◇掘り起こし調査及び経済産業省産業保安監督部との連携による未届けP C B廃棄物等の把握

② 関係者への指導

◇保管事業者に対するP C B廃棄物の適正保管及び期間内処分（P C B使用製品の所有事業者に対しては、当該製品の期間内の使用中止及び処分）の指導等をP C B廃棄物適正処理推進員などを活用して実施

③ 関係機関との連携

◇「北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会」に参加し、J E S C O北海道P C B処理事業所におけるP C B廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進

◇経済産業省産業保安監督部と連携し、P C B使用製品の廃棄に向けた啓発を実施

④ 保管事業者への支援

◇処理困難者に対する国の高濃度P C B廃棄物の処理費用助成制度の周知

◇低濃度P C B廃棄物については、県が処理困難者に対する処理費用軽減の支援を実施し、早期処理を推進

⑤ 地方公共団体における率先処理【新規項目】

◇県保有P C B廃棄物の率先処理

◇県及び県内市町村のP C B廃棄物等の保管状況を確実に調査し、定期的に公表

(3) その他

○ P C B廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みを平成28年度末時点に更新

4 計画期間

○ 平成18年度を初年度とし、平成39年3月31日（P C B特措法に定める低濃度P C B廃棄物の処分期間の末日）までとする。

○ なお、国の基本計画の変更やP C B廃棄物処理の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。